

審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部商業・経営支援課組合担当
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	定款の変更の認可
②	法令名	商店街振興組合法
③	法令番号	昭和37年5月17日法律第141号
④	根拠条項	第62条第2項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第62条第2項 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	商店街振興組合法第36条第2項及び同法施行令第1条
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	((⑪合計期間)申請のあった日から1月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から1月以内
⑫	問合せ	商業・経営支援課組合担当(075-414-4826)
⑬	備考	